

独立行政法人国立特殊教育総合研究所

理事長 細 村 迪 夫 殿

会計検査院長

杉 浦



国から承継した資産等に係る会計経理について

標記について、会計検査院法第34条の規定により、下記のとおり是正改善の処置を要
求する。

記

1 独立行政法人の経理の概要

(独立行政法人設立の経緯)

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確實に実施され
ることが必要な事務・事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のない
もののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又
は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせるこ
とを目的として、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」と
いう。）及び各独立行政法人の個別法により、国が有する権利及び義務を承継して設立
されたものである。

貴法人は、特殊教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行い、及び特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特殊教育の振興を図ることを目的として、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成11年法律第165号）に基づき、国立特殊教育総合研究所の事務・事業を承継して、平成13年4月1日に発足している。

（権利義務の承継）

独立行政法人の設立の際に国から承継される権利及び義務は、「独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成12年政令第326号）第35条の規定により、①国の部局又は機関の所属に属する土地、建物等のうち主務大臣が財務大臣と協議して指定するものに関する権利及び義務（国有財産関係）、②独立行政法人の設立の際、現に国の部局又は機関に使用されている物品に関する権利及び義務（物品関係）、③独立行政法人の業務に関し国が有する権利及び義務のうち①及び②以外のものであって、主務大臣が指定するもの（国有財産及び物品以外のもの）となっている。

そして、貴法人では、①国有財産のうち土地等6,048,582,321円、②物品217,583,234円のほか、③その他の権利及び義務としてソフトウェア、電話加入権等を国から承継している。

（独立行政法人会計基準等）

独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとされている。

一方、独立行政法人は、①公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないこと、②政策の実施主体であり、政策の企画立案の主体である国と密接不可分の関係にあることから、独立行政法人独自の判断では意思決定が完結し得ない場合が存すること、③毎事業年度における損益計算上の利益（剰余金）の獲得を目的として出資する資本主を制度上予定していないことなどの特殊性を有している。

そして、独立行政法人が有するこれらの特殊性を踏まえて、12年2月16日、政府の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として、独立行政法人会計基準研究会により、企業会計原則に必要な修正を加えた独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）及び独立行政法人会計基準注解（以下「会計基準注解」という。）が公表された。この会計基準設定の趣旨として、独立行政法人により作成される財務報告は、その利用者である国民その他の利害関係者に対して利用目的に適合した有用な内容を提供するものでなければならないとされている。

そして、会計基準は、各独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する事項を定めた個別の府省令により、当該府省令に準ずるものとして、独立行政法人がその会計を処理するに当たって従わなければならない基準であるとともに、会計監査人が独立行政法人の財務諸表等の監査をする場合において依拠しなければならない基準であって、独立行政法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示の基準を定めるものであるとされている。また、そこに定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計原則に従うものとされている。

（財務諸表作成の目的）

独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表として、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書を作成し、当該事業年度の終了後3箇月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされている。また、主務大臣の承認を受けたときは、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに通則法で規定されている事業報告書、決算報告書及び監事等の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、一般の閲覧に供しなければならないとされている。

そして、財務諸表のうち貸借対照表は、会計基準「第36 貸借対照表の作成目的」により、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、国民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならないとされている。また、損益計算書は、同基準「第37 損益計算書の作成目的」により、独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会计期間に属する独立行政法人のすべての費用とこれに対応するすべての収益とを記載して当期純利益を表示しなければならないなどとされている。

2 本院の検査結果

(検査の着眼点)

独立行政法人の制度については、国による事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図るため、主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のもとのとすることとされた。この事後チェックのためには業績評価が正しく行われるための情報が提供されなければならないとされており、このような目的に資するため正確な財

務報告が求められるところである。

そして、貴法人は、14年3月31日に最初の決算期を迎え、初めて会計基準及び企業会計原則に従って作成された財務諸表、事業報告書等が一般の閲覧に供されることとなつた。

そこで、貴法人の最初の決算に当たり、国から承継した権利及び義務が財務諸表等において適正に計上されているか、期中における会計経理は会計基準等に準拠して適正に経理され、財務諸表等に正確に表示されているかなどに着眼して検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 承継資産の計上について

貴法人では、国が貴法人の会計事務等において使用することを目的として12年度に新規に調達して貴法人に承継した会計システム等のソフトウェア14,983,500円（国の取得価格）については、国において消耗品として取り扱われ承継財産リストに登載されていなかったことなどから、評価額はないとして財務諸表に計上していない。

しかし、ソフトウェアについては、会計基準注解17第2項において、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には無形固定資産に計上することとなっている。また、その利用により将来の収益獲得又は費用削減に寄与しないと判断される場合でも費用に計上することとなる。

したがつて、承継したソフトウェアについては、その内容等を検討した上で、会計

基準第26による公正な評価額をもって貸借対照表の無形固定資産又は損益計算書の費用に計上する要があると認められる。

(2) 科学研究費補助金の計上について

貴法人では、貴法人に所属する研究者に国から交付された科学研究費補助金を貴法人の預金口座に受け入れて、その事務局で管理（以下「機関管理」という。）しているが、その13年度中の額計47,146,000円を各月の合計残高試算表に計上していない。

この科学研究費補助金については、「科学研究費補助金（科学研究費）の取扱いについて」（平成13年文科振第702号文部科学省研究振興局長通知）により、当該補助金の交付を受ける研究者の属する機関等が機関管理し、研究者が必要とする都度、必要な額を研究者に渡し、年度内に精算することとなっている。

会計基準では、独立行政法人が機関管理する資金の取扱いについて特に定めていないが、このように会計基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計原則に従うこととされている。そして、機関管理している資金については、預り金として預り金勘定を設けて経理することが企業会計原則に従った一般的な会計慣行となっていることから、貴法人が機関管理している科学研究費補助金についても預り金勘定において経理し、各月の合計残高試算表の預り金に計上して、管理する要があると認められる。

(是正改善を必要とする事態)

上記のように、貴法人において、国から承継した資産について財務諸表に計上してい

なかつたり、期中に発生した会計事実を適切に経理していなかつたりしている事態は、国民その他の利害関係者における独立行政法人の運営状況及び財政状態の把握並びにその業績の評価に資することを阻害することとなるおそれもあるもので、是正改善の必要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、13年度は独立行政法人として設立されて1年目と日が浅いこと、会計基準等の運用に係る助言等が必ずしも十分でなかったことにもよるが、貴法人において会計基準、企業会計原則等に関する理解が十分でなかったことなどによると認められる。

3 本院が要求する是正改善の処置

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確實に実施されることが必要な事務・事業について、これを効率的かつ効果的に行うことにより、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的として設立されたものであり、その目的に資するため、正確な財務情報を開示することが求められている。

については、貴法人では、第2期の財務諸表等の作成に向けて、会計基準、企業会計原則等に関する理解を深め、資産及び費用等の認識・計上処理を適切に行い、財務諸表等の真実性の向上を期する要があると認められる。